

病院情報誌

はまつかぜ

鹿島労災病院

茨城県神栖市土合本町1-9108-2

Tel0479-48-4111 Fax0479-48-3012

ホームページアドレス

<http://www.kashimah.rofuku.go.jp/>

平成22年8月

[第49号]隔月刊

<目次>

- ・ 優しさと思いやりの看護 … 看護部長 石下 アヤ子 2
- ・ 患者さんの生きの良さ … 病院長 守屋 秀繁 3
- ・ 桃 … 整形外科 小林 倫子 4
- ・ 「限度額適用認定証」をご存知ですか? … 医事課 入院係 希望の星 5
- ・ 講演会のお知らせ 公開市民健康講座 7

優しさと思いやりの看護

看護部長 ^{いしおろし}石下 ^こアヤ子

4月の人事異動で福島労災病院から転勤してまいりました。
宜しく願いいたします。

旧波崎町には、6年位前サッカーの試合観戦に来た時に一度
寄ったことがあります。その時の町の景観とはすっかり違い
(病院の周りに家は殆ど建^{ほとん}っていないかと思えます)、モデル
ハウスのような家がたくさん建ち並んでいることに驚きまし
た。

風は少々強いようですが、温暖で住みやすく、食にも恵まれ
た環境と、地域の皆さんの迎え入れる気持ちが、この町並みに
あらわれているのではないかと思います。また、住環境の大事
な条件の一つに、近くに病院があることもあげられるようで
すが、当院もその役割の一翼^{いちよく}を担^{にな}っていると聞きました。

当院の病院理念の一つに「働く人々、地域の人々に安心と信
頼を得られる病院作りを目指す」ことを掲げています。専門職
である私たちにとって、看護師としての確かな知識と技術を高
めていくことはもちろんですが、豊かな人間性を育み優しさ
と思いやりの心で、患者さんの視点に立った看護の提供を目指し
「安全で心温まる看護」「地域の人たちに信頼され選ばれる病院
づくり」を目標に、皆さんの期待に添えるよう努力していき
たいと思います。

患者さんの生きの良さ

病院長のひとりごと (19) 病院長 ^{もりや}守屋 ^{ひでしげ}秀繁

毎日、患者さんを拝見して、つくづく思うのは、目の前の患者さんがどのくらい生きが良いか、この患者さんが何を求めているか、です。私は整形外科医ですので、整形外科の手術をすれば今の苦痛から解放されるだろうと思う患者さんでも、外見上、生きが悪そうだと手術を勧めることができません。外見上というのは40年以上長いこと医者をしていますので、黙って座れば、ピタリと当たるという感覚が身についてしまい、科学的とは言えませんが、かなりの確率で当たってしまいます。「病は気から」という事なのかもしれません。

医者は基本的には自分が持っている医学的知識に基づき患者さんに病気、その治療法を説明します。それは正解で、医学的に正しくないことを患者さんに勧めたりはしません。

でも、私は患者さんの生活、人生全体を考えて、84歳のただ単に膝の痛い患者さんが、現在の楽しみはお酒を少しだけ飲むことという場合は禁酒を命じたりしません。

どんな人でもやがてはお迎えが来ます。私は84歳でも生きの良い患者さんなら手術を勧めますが、ただ単に84歳の膝痛の患者さんが晩酌に1合だけ飲むのが今の最大の楽しみなら、それも人生だと思って「どうぞお飲み下さい」と言っています。

桃

整形外科 こばやし 小林 みちこ 倫子

桃の美味しい季節になりました。皆さん、桃はお好きですか？
私は幼い頃から桃が大好きでした。母と買い物に行った時、柔らかくて繊細せんさいな桃を手にとろうとすると「触さわっちゃだめ！」と叱られたことがあります。また高級品であり、稀まれに食後のデザートに桃が出た時には、小さな口の周りをベタベタにしながらほおばっていました。私はそんな柔らかくて甘い桃が大好きだったのですが、ある日、美味しいと思う桃ががらりと変わった出来事がありました。それは、福島に引っ越して初めての夏に、友人から頂いた桃を食べた時のことです。その桃は甘くてジュシーなのですが、硬かたくて歯ごたえがあったのです。それまで、柔らかい桃が美味しいと思っていた私には衝撃的でした。品種は「あかつき」という福島を代表する桃です。それ以来、夏の夜に冷やしたあかつきを食べるのが私のちょっとした贅ぜいたく沢となりました。

よかったら、皆さんも召し上がってみてはいかがでしょうか。

げん どころがくてきょうにんていしょう
「**限度額適用認定証**」をご存知ですか？

医事課 入院係 希望の星

もし入院することになると、たくさんの心配ごとが出てくると思います。ご自分の体のことが何よりも一番心配ですが、お金のことも心配です。いったい請求額はいくらになるのだろう、何十万・何百万円になったらどうしよう・・・。

でも私たちが一般的に加入している社会保険には「高額療養費制度」というものがあります。たとえ病院窓口で何十万円（食事代などを除く）という金額を支払ってもその人の所得に応じた医療費の限度額があり、その限度額を超えた金額が後で戻ってくるのです。

所得による区分はA・B・Cの3段階に分かれています。例えば所得区分が「B」の人の1ヶ月の医療費の総額が100万円かかったとします。その人が病院の窓口で支払うのは3割負担で30万円になります。その後ややこしい計算をして高額療養費として212,570円が社会保険から還付かんぷされます。結果、実際に負担する医療費は87,430円です（この他に食事代などはかかります）。これが高額療養費制度です。

このように医療費の負担が軽くなる制度ですが、難点があります。まず窓口で高額な金額を支払ってから、お金が戻ってくるまで約2～3ヶ月かかるということです。

その欠点を解消してくれるのが「限度額適用認定証」です。この認定証を入院する際に提示していただきますと、病院での請求額が所得に応じた金額になります。上記の例で見ますと請求金額は87,430円＋食事代などということになります。

入院の予定が決まっている方はぜひ「限度額適用認定証」の手続きをすることをお勧めします。国民健康保険に加入の方はお住まいの市町村に、サラリーマンなどは会社の総務担当の方に、その他加入する健康保険協会・組合などにそれぞれご確認ください。

講演会のお知らせ**公開市民健康講座**

	第9回	第10回
テーマ	頭痛・肩こりどうしましょう？	メタボの話
講師	神経内科部長 下江 豊	循環器内科部長 菅生 昌高
日時	平成22年9月22日（水） 15時～16時	平成22年10月21日（木） 15時～16時

場所は鹿島労災病院2階講堂です。

参加費は無料、予約も不要です。

お問い合わせは鹿島労災病院総務課までお願いします。